

駐留軍用地跡地の利用の推進

沖縄には我が国における米軍専用施設・区域の多くが集中していますが、その存在は、我が国と東アジア地域の安定に寄与する一方で、土地利用やまちづくり等の大きな制約となって県民生活に様々な影響を及ぼしており、沖縄に集中する基地負担の軽減を進めていく必要があります。このような米軍施設・区域の集中を含む社会的事情も総合的に勘案し、沖縄振興に努めてきたところです。

返還される駐留軍用地の跡地は、地域にとって新たに生まれた利用可能な空間となり、沖縄全体の振興に大きな影響を与えるものであることから、国、県及び跡地関係市町村の密接な連携の下、跡地の迅速かつ効果的な利用を進めていく必要があります。

内閣府においては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用特措法）に基づき、以下の跡地利用の推進及び円滑化に取り組んでいます。

- ・特定駐留軍用地跡地の指定等
- ・市町村における跡地利用の検討を支援するためのアドバイザー等の派遣
- ・跡地利用の推進のために市町村等が実施する事業に対する補助等



牧港住宅地区（那覇新都心地区）
跡地における新都心公園等の整備



那覇空軍・海軍補助施設（小禄金城地区）
跡地における大規模商業施設等の整備

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(跡地利用特措法)の概要

返還に関する大きな方針を合意

日米安全保障協議委員会「2+2」
移設条件等の詳細を合意

返還

1 特定駐留軍用地の指定 (公共用地の先行取得)

(内閣府)

返還後の計画的な開発整備に向けた公共用地の先行取得

- ◇ 日米安全保障協議委員会等の返還合意後、内閣総理大臣が「特定駐留軍用地」を指定
(要件:5ha以上、公有地割合20%未満等)
- ◇ 県・市町村が返還後に実施を予定する「特定事業の見通し」を策定
- ◇ 土地(200㎡以上(条例等で下限なく引下げ可))の譲渡の届出、買取り希望の申出に基づき、県・市町村が地権者と買取り協議 ※ 譲渡所得について5,000万円の特別控除
- ◇ 返還された場合は指定を解除。ただし、返還後も公有地の拡大が必要と認められるときは、「特定駐留軍用地跡地」として指定し、同様の買取りの仕組みを準用

2 駐留軍用地への立入りのあっせん

(防衛省・外務省)

駐留軍用地への立入りのあっせん

- ◇ 日米安全保障協議委員会等の返還合意後、知事・市町村長から調査・測量の実施のあっせん申請を受けた場合、国はあっせんを実施(義務)

3 拠点返還地の指定と、国の取組方針の策定

(内閣府)

広域的な見地から拠点となる返還地の指定と、国が実施すべき事項の策定

- ◇ 日米合同委員会の返還合意後(※)、内閣総理大臣が「拠点返還地」を指定
※段階的返還の場合に、日米合同委員会で返還が合意されていない区域を含めて指定できる特例あり
- ◇ 200ha以上の拠点返還地:「国の取組方針」として国が実施すべき事項を策定
200ha未満の拠点返還地:跡地利用推進協議会における協議により国の取組方針を策定可

4 支障除去措置

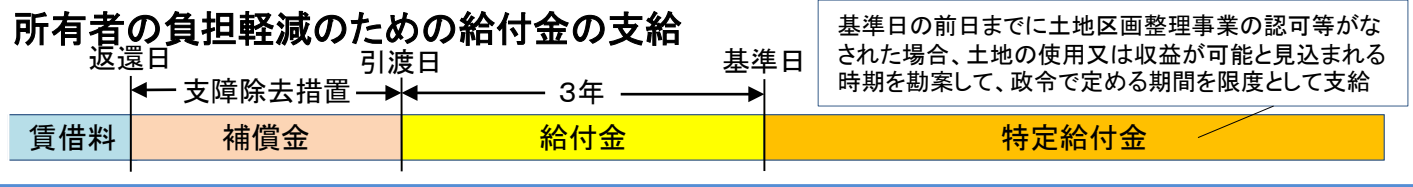
(防衛省)

土壌汚染・不発弾等の支障除去措置

- ◇ 日米合同委員会の返還合意後、国は返還実施計画を定め、返還後、当該計画に基づき土地所有者へ引き渡す前に、跡地を利用する上での支障を除去(駐留軍の行為に起因するものに限らず)

5 給付金の支給

(防衛省)



跡地利用推進協議会の設置 (内閣府)

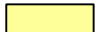
跡地利用の推進に関する施策について「駐留軍用地跡地利用推進協議会」で協議


- ◇ 沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等で組織

※ 平成24年4月、旧返還特措法について、旧沖縄振興特措法第7章の跡地に関する規定を統合した上で内容を拡充し、題名を改正。平成27年3月、特定駐留軍用地跡地指定制度を創設。令和4年4月、法期限を令和14年3月31日まで10年延長の上、段階的返還の場合に拠点返還地指定要件を緩和する特例を創設。


特定駐留軍用地・特定駐留軍用地跡地・拠点返還地の指定

「特定駐留軍用地」

 : 平成24年5月25日指定


 : 平成25年5月17日指定

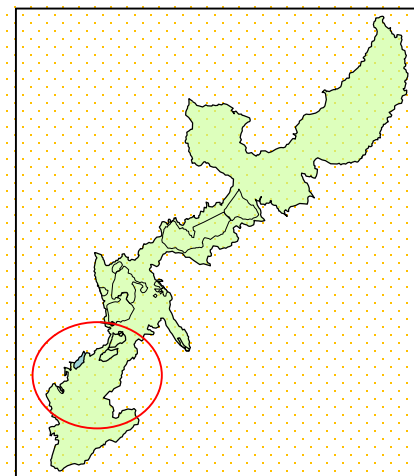
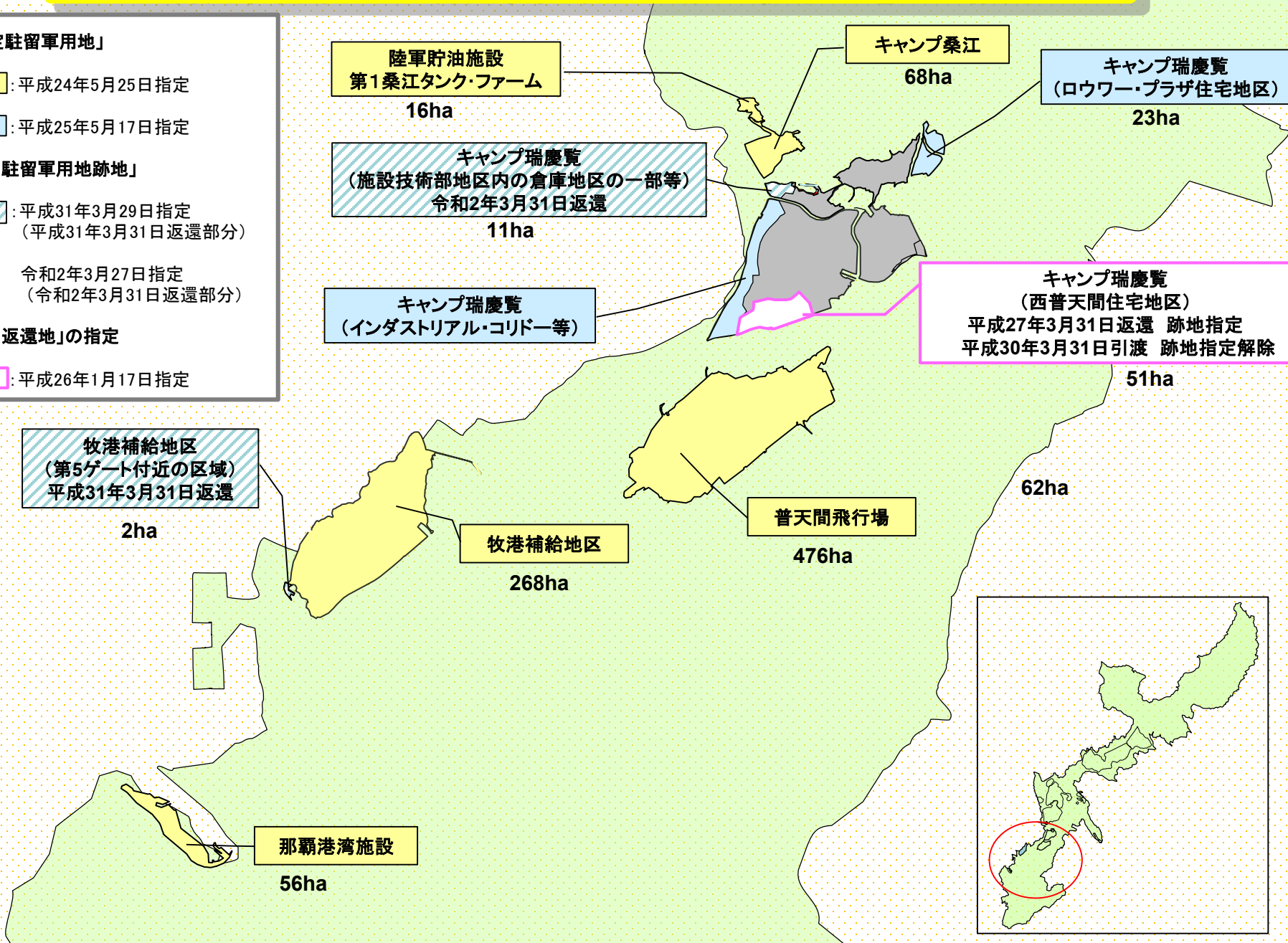
「特定駐留軍用地跡地」

 : 平成31年3月29日指定
(平成31年3月31日返還部分)

令和2年3月27日指定
(令和2年3月31日返還部分)

「拠点返還地」の指定

 : 平成26年1月17日指定

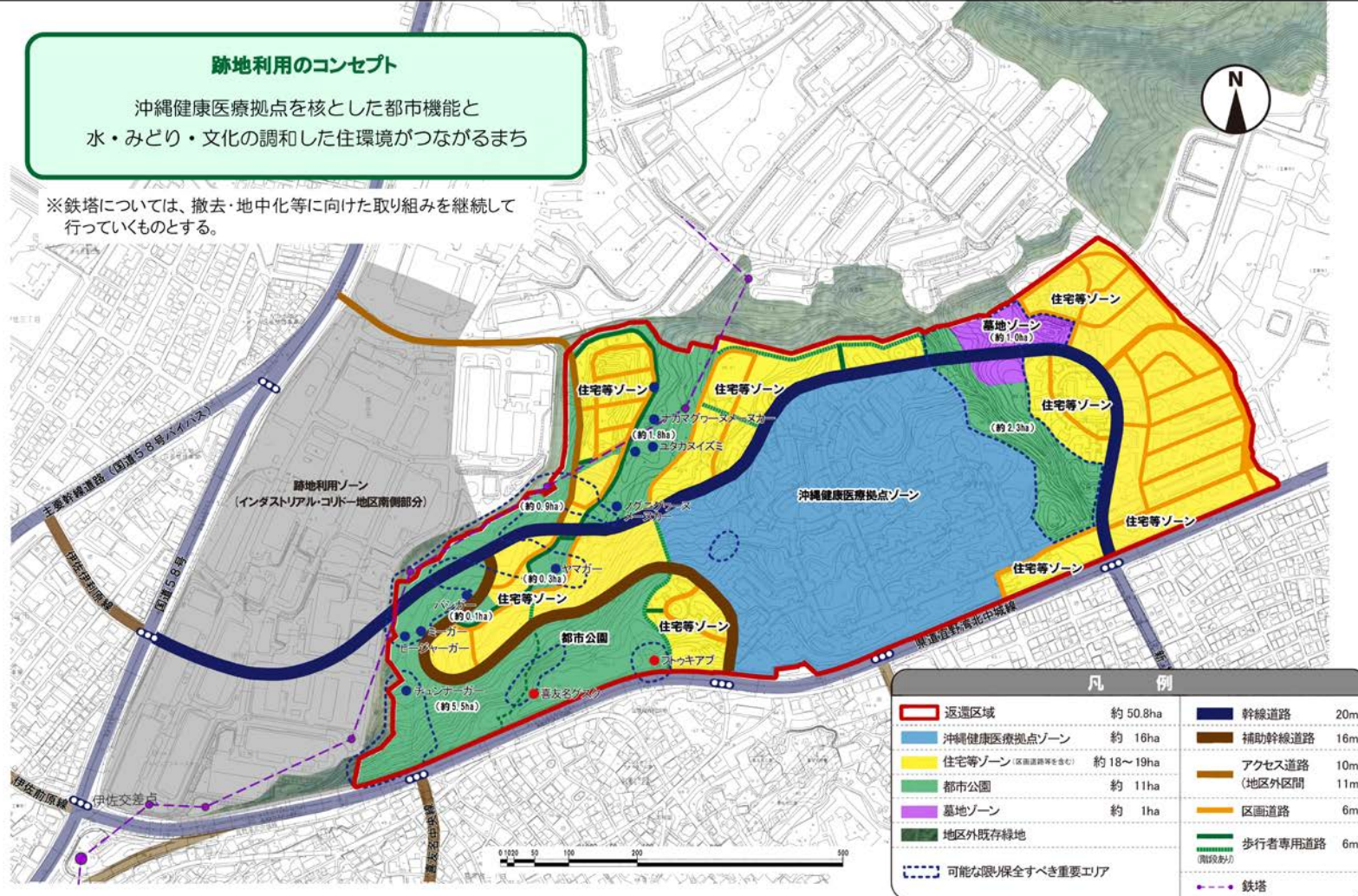


注:各区域の面積は概数。

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用について

平成27年3月末に返還された西普天間住宅地区跡地については、今後の跡地利用のモデルケースとなるよう、地元が要望している沖縄健康医療拠点の形成に向けて、国としても積極的に支援を行っています。

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区） 跡地利用計画 平成30年4月



宜野湾市策定（平成30年4月）

国際性・離島の特徴を踏まえた沖縄健康医療拠点について

(西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成に関する協議会報告) H29.4.26

沖縄の医療の国際性

- ・沖縄の医療は戦後、米国の協力の下に整備
- ・インバウンドが増加し感染症流入のリスク

広域・多数の島からなる沖縄の医療の特性

- ・離島及びへき地での医療体制確保が必要
- ・遺伝学的に特徴的な体質や疾病構造が存在

西普天間住宅地区跡地に琉大医学部・病院を移設し、沖縄の医療体制の中核となる医療拠点を整備

①高度医療・研究機能の拡充

○バイオバンク

- ・沖縄県民のゲノムの生体情報と医療情報システムを融合したバイオインフォメーションバンクを整備

○生物資源ライブラリ

- ・創薬研究への橋渡しとなる生物資源を保管・活用

○感染症対策

- ・感染症対策の研究・臨床機能を拡充

○創薬開発、医工連携

※OIST等の国内外の関係機関と連携して実施

②地域医療水準の向上

○県内医療機関への医師派遣機能強化

- がんセンターの機能強化 等

③国際研究交流、医療人材育成

○海外大学、研究機関等との共同研究

- 高度医療や地域医療に必要な人材育成

- ・バイオ産業の基盤を整備し、創薬開発等を通じて**沖縄振興へ貢献**
- ・沖縄の公衆衛生、地域医療水準の向上等を通じて**「長寿県沖縄」の復活**
- ・感染症対策等を通じて**国際保健(グローバル・ヘルス)への貢献**

※具体化に向けて、内閣府、文部科学省、沖縄県、宜野湾市及び琉球大学からなる関係者会議を開催

琉球大学医学部・大学病院移設に向けたスケジュール

平成29年度

平成30年度

令和元年度

～

令和6年度

基本設計
(H29.10～
H30.12)

実施設計
(H30.10～)

建設工事及び
移転・開学準備

令和6年度末
(予定)
移設完了